平成２３年（フ）第４６号
鳥取県倉吉市八屋259番地の３
債務者　南場　辰雄
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第５４号
鳥取県倉吉市巌城1201番地３
債務者　谷口　伸司
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第５５号
鳥取県倉吉市巌城1201番地３
債務者　谷口　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第６２号
鳥取県倉吉市西福守町926番地
債務者　濵本　慎也
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第６９号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長和田1835番地１
ゆりはま大平園
債務者　赤名　　登
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第６３５号
広島市安佐北区倉掛１丁目28番８号
債務者　道下　敬子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７８号
広島市安佐南区長束西２丁目19番17号
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８６号
広島市佐伯区河内南１丁目40番20号
債務者　犬飼　光子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５号
福岡県久留米市南薫西町1972番地　コンパートハウス久留米アネックス202号
債務者　田熊　一己
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２７９号
福岡県久留米市荘島町18番地１　おがわアパート６号
債務者　武田　和敏
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５７号
熊本県人吉市下薩摩瀬町808番地２　犬童アパート１号
債務者　川野みゆき
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第８２号
鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町10番５号　里見ビル303号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町39番地14
債務者　重信　郁子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１３０号
北海道余市郡余市町栄町399番地100
債務者　苑原　礼子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３３９号
盛岡市東松園４丁目12番16―14号
債務者　藤原　良治
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７０号
宮城県石巻市相野谷字六本木229番地１
債務者　高橋　　傳
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
福島市笹谷字稲場33番地の１　ドルフィンＳ202
債務者　秦　まゆみ
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１４５号
茨城県取手市本郷５丁目８番16―Ｂ６号
債務者　永原　一慶
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係